

豊かで快適な環境のために



環境問題は産業型公害から、生活型公害へ

環境問題は、以前は主として工場や事業所からの煙や汚水による大気汚染や水質汚濁などのいわゆる産業型公害が中心でしたが、公害防止などの諸対策が講じられたことにより、改善が図られてきました。

しかし、今度は私たち市民の日常生活に起因する大気汚染や生活排水による水質汚濁、大量のゴミの発生やエネルギーの消費などいわゆる生活型公害に変化してきました。これにより、市民は今までの公害の被害者から加害者へとなっています。

また最近では、ダイオキシン、環境ホルモンなどの問題や、地球温暖化やオゾン層破壊など地球的規模の問題など私たちを取り巻く環境が大きく変化し、その対応が大きな課題となっております。

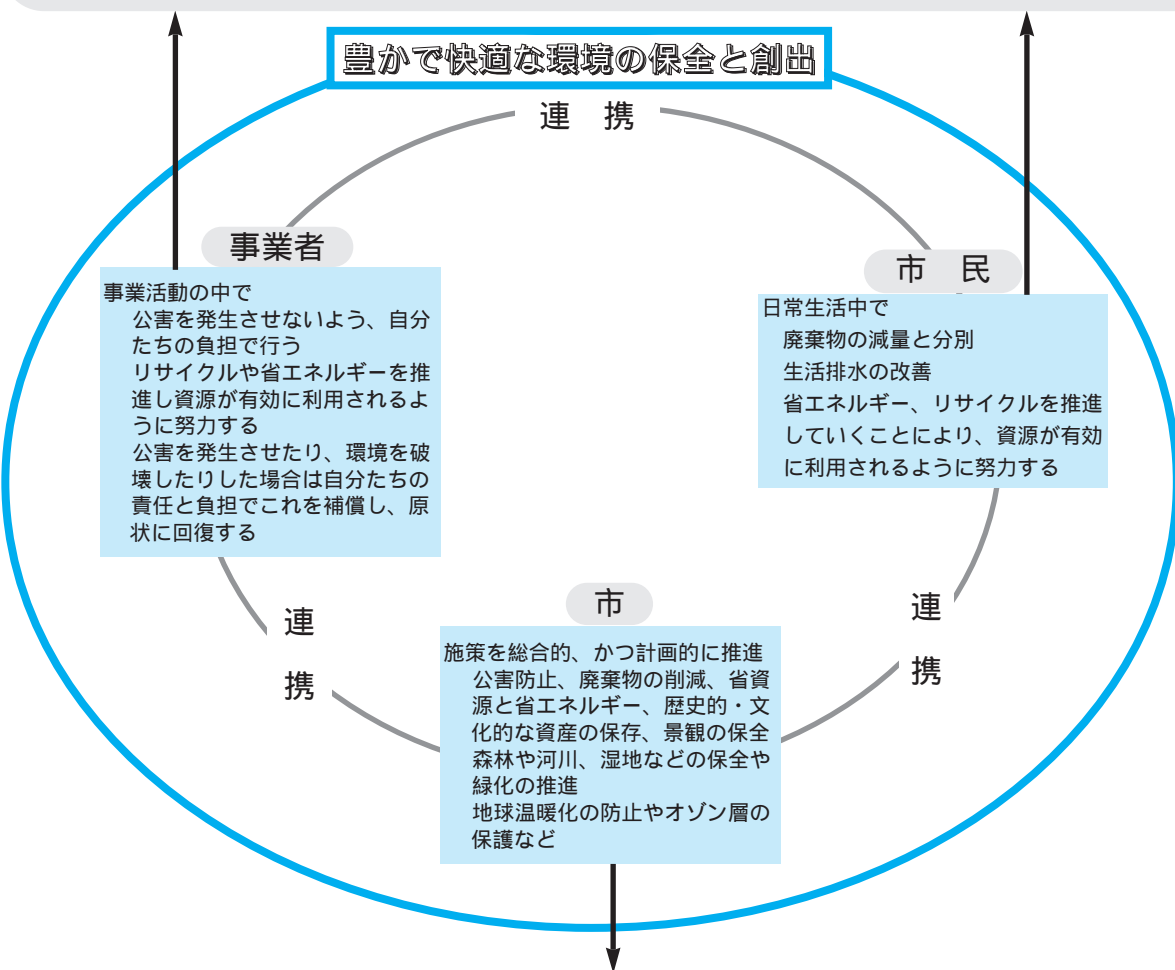
今回、施行される環境基本条例では、「環境は積極的に保全・創出しなければ失われやすく、また、一度失われた環境を取り戻すには膨大なエネルギーと時間が必要となる」という認識に立ち、市民一人ひとりが豊かで快適な環境の中で生活していくことができる権利を守り、将来の市民についても、同じ権利を引き継いでいかなければならないと規定しています。

そのためには、市民がその権利をお互いに尊重しあい、また豊かで快適な環境には限りがあるという認識に立って、すべての人がすすんで、環境の保全と創出に努力していかなければなりません。

豊かで快適な環境の保全と創出には市民・事業者による自発的な活動が不可欠です

市は豊かで快適な環境の保全と創出に関する施策をこれまでのように一方的に推進するのではなく、市民の参加や協働を求めながら施策を推進していきます。

環境問題に関しては、市民や事業者による自発的な活動が効果的に行われることが重要であると考え、市民や事業者、また市民や事業者が構成する団体が行う、豊かで快適な環境の保全と創出のための自発的な活動ができる環境を整備するとともに、その自発的な活動を積極的に支援します。



豊かで快適な環境の保全と創出のための責任と義務
環境基本条例では左の図のように市民、事業者、市のそれぞれの責任と義務を次のように規定しています。

市は環境基本計画を策定します

市は、上記の施策を総合的にしかも計画的に推進するため、美濃加茂市環境基本計画を定めます。この計画は、環境の保全と創出に関する基本的な考え方や環境政策の理念や望ましい環境像を明らかにするとともに、美濃加茂市の環境に関する施策を示すものです。

この計画を定める場合には、あらかじめ市民の意見を反映しなければならないと規定しています。したがって、計画策定の段階で、地区の懇談会や広報などで意見を取り入れることにしています。

昨年の12月市議会において、環境基本条例が可決され、4月1日から施行されることが決まりました。この条例は市民にも親しみやすいように初めて口語体で作成されています。

今回、施行される環境基本条例は、国が定めた環境基本法と同じように、美濃加茂市の環境保全のための基本的な方向を示した条例で、環境については、他の条例よりも優先する性格を持つものです。そこで、この条例はいったいどのような内容かをお知らせします。